

## 埼玉における高校日本史教科書採択をめぐるこの間の経過と問題について（見解）

2013年9月25日

子どもと教育・文化を守る埼玉県民会議

1. 9月19日、埼玉県教育委員会が開催され、各学校の選定案どおり採択をするとした8月22日の教育委員会決定を再確認した。各学校の学校教育目標、「めざす学校像」および生徒の実態をふまえ教職員集団の専門性に基づく十分な研究と協議のもとで選定された教科書が採択されたことは、「教育の条理」に基づくものであり、当然の結果と言える。

2. このことは国内関係法令や国際標準に照らしても合致する。学校教育法では、「教諭は生徒の教育をつかさどる」と規定されており、教育課程の編成権を学校にゆだねている。また1966年に日本政府も加わったILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」の61項では、「教員は、生徒に最も適した教具及び教授法を判断する資格を特に有している」として、「教科書の選定並びに教育方法の適用にあたって（中略）主要な役割を与えられるものとする」とされてきた。

3. 9月2日、13日の2回にわたって県議会文教委員会閉会中審査が行われた。委員会では一部県議によって、実教出版・高校日本史教科書の戦争にかかわる記述や「日の丸・君が代」に関して「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」とした記述、さらには検定基準にもない教科書執筆者の所属組織や研究業績等を問題視し、採択のやり直しを求める発言が繰り返された。またこの教科書を選定した学校の校長8人を呼び出し、詰問することまで行われた。さらに「高校日本史教科書採択の再審査を求める決議」が賛成多数で可決された。

4. 現行の教科書検定制度はそれ自体多くの問題点がある。しかしその是非は別にしても現行制度のもとで検定を合格した教科書に対し、あれこれ議会が介入することは、教育基本法が禁じている「不当な支配」そのものである。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律においても、教科書の取り扱いについては、教育委員会の職務権限とされている。教育委員会の決定に口を出し、その決定を覆そうとするならば、政治からの中立性・独立性を確保することを大原則にしてきた教育委員会制度そのものへの攻撃ともいえる。さらに何よりも、この間の一連の攻撃は、憲法が保障する学問の自由、言論・出版・表現の自由などに対する重大な侵害行為である。

5. 県民会議は、あらためて県議会文教委員会等によってなされた教育への不当な政治的介入に、強く抗議する。また、こうした一連の介入が、9月19日の教育委員会での清水教育委員長の突然の辞意表明につながり、教育行政に混乱をもたらした責任を厳しく追及する。

6. 埼玉はもとより東京、大阪、神奈川などの攻撃は、国民の教育権と子どもの学習権を全面否定し、教育の国家支配をねらいとする安倍「教育再生」が背景にある。それは「教育委員会制度」の解体、「国定教科書」をめざす教科書法制定等の動きと一体のものである。さらに安倍政権の改憲策動と「戦争をする国の人づくり」の一環であることを指摘しておきたい。

7. 県民会議はこの間、広く県民に呼びかけ教育・教科書をめぐる学習集会を行ってきた。また教育委員会と文教委員会について、関係者に傍聴を呼びかけ、審議経過を監視してきた。

来年度の教科書採択にむけ、安倍政権による激しい攻撃が予想される。引き続き、安倍政権の改憲策動と「教育再生」に強く反対するとともに、子どもと教育・学校を守り、憲法・子どもの権利条約に基づく教育を発展させるために、また来年度の教科書採択に向けて不当な介入を許さないことをめざし、広く県民とともに運動を広げることを表明する。